

イムスやぶづかロイヤルケアセンター 居宅介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人財団 明理会が開設するイムスやぶづかロイヤルケアセンター居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、事業の提供に当たっては、次の事項に努めるものとする。

- 一 要介護状態になった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮すること。
- 二 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮すること。
- 三 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との綿密な連携を図るとともに利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることの無い様、公正中立な業務に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 イムスやぶづかロイヤルケアセンター 居宅介護支援事業所
- 二 所在地 群馬県太田市大原町531-3

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者1名（介護支援専門員兼務）

管理者は、主任介護支援専門員の資格を有する者が行う。事業所の従事者の管理、指定居宅介護支援の利用者の申し込みに係わる調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うものとともに、自らも指定介護居宅支援の提供に当たるものとする。また、従業者に事業所運営の必要な指揮・指導を行う。

- 二 介護支援専門員2名以上（内1名は管理者兼務）

介護支援専門員は、介護サービス計画の作成及び指定居宅サービス事業者等との連絡調整等介護支援サービスの提供及び市町村からの受託に基づく要介護認定調査業務に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。但し12月31日から1月2日までを除く。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
電話により24時間連絡が可能。

(居宅介護支援の内容)

第6条 指定居宅介護支援の内容は次のとおりとする

- 一 居宅サービス計画作成

- 二 指定居宅サービス事業者との連絡調整
- 三 介護保険施設への紹介
- 四 利用者に対する相談援助業務
- 五 その他利用者に対する便宜の提供

(居宅介護支援の提供方法)

- 第7条 利用者から相談を受ける場所は、利用者の居宅若しくは利用者の指定する場所又は事業所内の家族相談室とする。
- 2 使用する課題分析票の種類は、包括的自立支援プログラム方式とする。
 - 3 サービス担当者会議の開催場所は、利用者の居宅若しくは利用者の指定する場所又は事業所内の会議室とする。
 - 4 事業所の介護支援専門員は、継続的に利用者の居宅を訪問し、利用者の近況及び居宅サービス計画の実施状況を把握するとともに、利用者の相談にのるものとする。

(利用料等)

- 第8条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定居宅介護支援が、法定代理受領サービスであるときは、利用者からは利用料を徴収しないものとする。
- 2 次条に規定する通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する
 - ① 通常の事業の実施地域を超えた地点から片道おおむね5km未満250円
 - ② 通常の事業の実施地域を超えた地点から片道おおむね5km以上10km未満500円
 - ③ 通常の事業の実施地域を超えた地点から片道おおむね10km以上750円

(通常の事業の実施地域)

- 第9条 通常の事業の実施地域は、太田市、桐生市、伊勢崎市、みどり市、足利市の区域とする。

(身体拘束)

- 第10条 事業所は、原則として利用者に対して身体拘束を廃止する。

(虐待防止)

- 第11条 虐待を防止するための指針(虐待防止マニュアル)を定めるものとする。
- 2 管理者を虐待防止責任者とする。
 - 3 虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、利用者の生命又は身体に重大な危険が生じているかいないかにかかわらず、速やかに市町村へ通報する。
 - 4 虐待防止のための従業者に対する研修を定期的に行う。
 - 5 虐待の事実が確認された場合は再発防止策を検討し改善策を従業者へ周知徹底する。

(その他)

- 第12条 事業所は介護支援専門員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- 一 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - 二 継続研修 年2回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年7月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月16日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年7月16日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年1月5日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。